令和７年第２回定例会議決結果

番　　号	議　　案　　名	結　果
議案第３２号	令和７年度鹿嶋市一般会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第３３号	令和７年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第３４号	鹿嶋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第３５号	財産の減額譲渡について	原案可決
議案第３６号	鹿島地方事務組合規約の変更について	原案可決
議案第３７号	市道路線の認定について	原案可決
議案第３８号	令和７年度鹿嶋市一般会計補正予算（第３号）	原案可決
令和7年請願第2号	ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願	採　択
意見書第１号	ひきこもり基本法の制定を求める意見書	原案可決

【議案説明】

議案第３２号　令和７年度鹿嶋市一般会計補正予算（第２号）

１　歳入歳出予算について

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ 1 億 2,240 万 5,000 円を追加し，総額 245 億 8,586 万 5,000 円となりました。

歳入の主なものとして，社会保障・税番号制度補助金，社会福祉費補助金，商工費補助金などによる国庫支出金の増 1 億 1,653 万 6,000 円，土地売払収入による財産収入の増 532 万円，財政調整基金繰入金による繰入金の減 163 万 6,000 円を見込みました。

歳出の主なものとして，運営業務委託料などによる男女共同参画推進行政経費の増 160 万円，老人福祉施設等整備費補助金などによる老人福祉施設等助成事業の皆増 1 億 320 万 2,000 円，施設改修工事費による観光施設管理費の増 853 万 3,000 円，施設改修工事費による中学校施設管理費の減 1,210 万円，積立金による公共施設整備基金積立金の増 532 万円を計上しました。

２　地方債の補正について

市債は，中学校施設整備事業について限度額を変更しました。

議案第３３号　令和７年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ 29 万 7,000 円を追加し，総額 64 億 5,078 万 4,000 円となりました。

歳入として，繰入金 44 万円を減額し，国庫支出金 73 万 7,000 円を見込みました。
歳出として，総務費 29 万 7,000 円を計上しました。

議案第３４号　鹿嶋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿嶋市総合福祉センター内の老人福祉センターについて，現状の運営実態に合わせて施設機能を見直し，一般の市民も活用できる施設へと転換を図るほか，新たに特定備品の料金を徴収するため，条例の一部を改正するものです。

議案第３５号　財産の減額譲渡について

旧第一教職員住宅の土地及び建物を不動産鑑定評価額より減額して譲渡することについて，地方自治法第９６条第１項第６号の規定により，議会の議決を求めるものです。

議案第３６号　鹿島地方事務組合規約の変更について

鹿嶋市及び神栖市との可燃性一般廃棄物の広域処理に関し，ごみ固形燃料化施設（広域鹿嶋ＲＤＦセンター及び広域波崎ＲＤＦセンター）の稼働停止に伴い，解体に関する経費の支弁方法を定めるため，鹿島地方事務組合規約の一部を変更するものです。

議案第３７号　市道路線の認定について

開発行為に伴い帰属された宮中地内の道路１路線を認定するものです。

議案第３８号　令和７年度鹿嶋市一般会計補正予算（第３号）

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ 2 億 2,847 万 7,000 円を追加し，総額 248 億 1,434 万 2,000 円となりました。

歳入として，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による国庫支出金の増 2 億 2,847 万 7,000 円を見込みました。

歳出として，補助金などによる非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の皆増 2 億 2,847 万 7,000 円を計上しました。

令和７年請願第２号　ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

［請願主旨］

内閣府が２０２３年３月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると，ひきこもり状態にある人は１５歳から６４歳までの年齢層で約２％，１４６万人に上ると推計されています。これにより，幅広い世代のニーズに対応した支援の必要性が明らかになっています。また，ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによれば，ひきこもり状態にある人のうち４０代と５０代が全体の４割を占め，ひきこもり期間が１０年以上に及ぶケースが最も多いことなどから，ひきこもりの高齢化および長期化が深刻化しています。とりわけ，８０代の親が５０代の子を支える，いわゆる「８０５０問題」は，極めて重大な社会課題となっています。ひきこもり支援に関する法制度としては，２０１０年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」がありますが，その対象は４０歳未満の若年層に限定されています。また，２０１５年施行の「生活困窮者自立支援法」では，「現に経済的に困窮し，最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に対象が限られており，これらの制度の隙間で支援を受けられない事例が生じています。さらに，国は，２０２２年度から，相談支援・居場所づくり・ネットワーク構築を一体的に行う「ひきこもり支援ステーション事業」を開始しましたが，その実施は一部の市町村にとどまっています。

このような現状を踏まえ，ひきこもり状態にあるすべての世代を支援の対象とし，必要な施策や支援体制を明文化して，全国どこでも必要な支援を受けられるよう，下記について要望します。

記

１　ひきこもり状態にある当事者およびその家族に対して，当該者のニーズに応じた伴走型の支援体制を整備すること。

２　「子ども・若者育成支援推進法」および「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し，ひきこもり状態にある人への具体的な支援が届くようにすること。

３　当面の措置として，厚生労働省の「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め，積極的に取り組むようにすること。

意見書第１号　ひきこもり基本法の制定を求める意見書

内閣府が令和５年３月に公表した調査によると，ひきこもり状態にある人は１５歳から６４歳の年齢層で約２％，推計で約１４６万人にのぼると推計されています。特に４０代・５０代の中高年層が全体の４割を占め，１０年以上にわたる長期化が最も多く見られるなど，ひきこもりの高齢化と長期化が深刻な問題となっています。中でも，８０代の親が５０代の子を支える「８０５０問題」は，看過できない重大な社会課題です。

現行の「子ども・若者育成支援推進法」は４０歳未満を対象とし，「生活困窮者自立支援法」では経済的困窮者に限定されているため，支援の対象から漏れるケースが後を絶ちません。また，国は令和４年度から「ひきこもり支援ステーション事業」を開始しましたが，その実施は一部の市町村にとどまり，全国的な支援体制には至っていないのが現状です。

よって，国に対し，「ひきこもり状態にある当事者およびその家族に対して，当該者のニーズに応じた伴走型の支援体制を整備すること。」，「子ども・若者育成支援推進法および生活困窮者自立支援法を柔軟に運用し，ひきこもり状態にある人への具体的な支援が届くようにすること。」，「当面の措置として，厚生労働省のひきこもり支援推進事業を全国の自治体が法的義務として受け止め，積極的に取り組むようにすること。」を強く要請し，地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。